

平成 30 年(2018 年)7 月 20 日



埼玉県報

号外第 14 号
平成 30 年(2018 年)
7 月 20 日
金曜日

目次

管理規程

- 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年七月二十日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「いう。」の下に「及び平成三十年七月豪雨」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成三十年七月十七日から適用する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年七月二十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「いう。」の下に「及び平成三十年七月豪雨」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年七月二十日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「いう。」の下に「及び平成三十年七月豪雨」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。